

豊明市公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

令和8年6月24日

豊明市長 小 浮 正 典



1. 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名称 大脇区
- (2) 区域 豊明市行政区大脇区の区域
- (3) 主たる事務所 豊明市栄町村前108番地

2. 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	931.14㎡	豊明市栄町村前108番1
田	231.00㎡	豊明市栄町村前108番2

- (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 大脇学校
住所 愛知郡豊明村大字栄

3. 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4. 異議を述べることができる期間

令和8年6月24日から令和8年9月30日まで

5. 異議を述べる方法

豊明市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

6. 異議申出書等の提出先

愛知県豊明市新田町子持松1番地1
豊明市役所 市民生活部 共生社会課
電話 0562-92-8306